

## 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書

令和7年5月1日

神奈川県知事 殿

書類の作成日を記入

申請者 郵便番号

〒 231 - 8588

住 所（法人等の場合は所在地）

神奈川県 横浜市中区〇〇1-2

氏 名（法人等の場合は名称及び代表者職・氏名）

〇△□リースファシリティ

〇△□リース株式会社

代表取締役

神奈川県

太郎

※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載

生年月日

年

月

日生

性別

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、6の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（別表2 第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等により公表することについて同意します。

## 1 補助金交付申請額

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書（別表2 第1号様式別紙1）の3に記載の額

## 2 E V急速充電設備の整備状況（該当する□に「✓」を記載）

☒ 新規（追加） ☐ 入替

## 3 補助事業の着手予定日と完了予定日

○ 着手予定日について、E V急速充電設備の設置工事の着工予定日を記載してください。

○ 完了予定日について、次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください。

- (1) 新たに整備するE V急速充電設備の設置工事
- (2) 新たに整備するE V急速充電設備の引渡し
- (3) 新たに整備するE V急速充電設備の代金の支払

| 着手予定日     | 完了予定日      |
|-----------|------------|
| 2025年7月1日 | 2025年8月31日 |

県に申請する日から1か月以上先の日を記載

## 4 申請者の連絡先

|            |              |             |                 |
|------------|--------------|-------------|-----------------|
| TEL :      | 045-XXX-XXXX | 電子メールアドレス : | 〇〇〇〇@xxxx.xx.jp |
| 部署名・役職名※ : | 総務部・主任       | 担当者名 :      | 神奈川県 次郎         |

※申請者が個人事業者の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

5 整備する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

※ 新規に整備する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

(E V急速充電設備の販売)

|          |              |            |                 |
|----------|--------------|------------|-----------------|
| 事業者名：    | ○×システムズ株式会社  |            |                 |
| TEL：     | 045-XXX-XXXX | 電子メールアドレス： | ○○○○@xxxx.xx.jp |
| 部署名・役職名： | 営業部・主任       | 担当者名：      | 神奈川 三郎          |

(E V急速充電設備の設置工事) ※E V急速充電設備の販売と同じ事業者の場合は、記載は不要です。

|          |              |            |                 |
|----------|--------------|------------|-----------------|
| 事業者名：    | ○△電気工事株式会社   |            |                 |
| TEL：     | 045-XXX-XXXX | 電子メールアドレス： | ○○○○@xxxx.xx.jp |
| 部署名・役職名： | 工事部・主任       | 担当者名：      | 神奈川 四郎          |

6 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。  
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て  
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て  
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 土地の使用に関する法令、土地使用の権原など、法令を遵守すること。